

第1日

令和4年8月31日（水）

午前10時零分開会

○議長（半田雄三君） これより、令和4年第5回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。会期日程表をお開きください。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から9月22日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの23日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

13番大庭きみ子議員

14番梶原康嗣議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から報告3件、議案23件の送付を受けたほか、請願書2件を受理いたしました。これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。本日、ここに令和4年第5回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、報告について3件、決算の認定について8件、利益の処分及び決算の認定について2件、補正予算について4件、条例の一部改正及び制定について4件、財産の取得について1件、市道路線の認定について1件、字の区域の変更について3件、合計26件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第14号から報告第16号までについて説明申し上げます。

報告第14号令和3年度朝倉市健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を報告申し上げるものであります。各比率が国の定める基準を超えた場

合には、財政の早期健全化等を図らなければならないものとなっておりますが、本市の令和3年度決算に係る比率は、いずれも当該基準を下回っております。

報告第15号令和3年度甘木鉄道株式会社の決算及び報告第16号令和4年度甘木鉄道株式会社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、甘木鉄道株式会社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第46号議案から第52号議案までにつきましては、令和3年度の一般会計及び特別会計の決算の認定に関する議案であります。地方自治法第233条第1項の規定に基づき、提出された決算及び決算に関する書類に監査委員の審査意見及び主要な施策の成果を説明する書類等を添え、同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

第53号議案につきましては、令和3年度の工業用水道事業の決算を調製いたしましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を添えて議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により利益の処分について議会の議決を求めるものであります。

第54号議案につきましては、令和3年度の水道事業の決算を調製いたしましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を添えて議会の認定に付するものであります。

第55号議案につきましては、令和3年度の下水道事業の決算を調製いたしましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を添えて議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により利益の処分について議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算4件について説明申し上げます。

第56号議案令和4年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、新規就農総合支援補助事業、公債費の繰上償還等に必要な経費を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ19億2,325万8,000円を追加し、予算総額を380億3,321万3,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、国の子育て世帯生活支援特別給付事業の対象とならなかった世帯の18歳以下の児童に対し、1人につき2万円を給付する子ども未来応援給付金事業費、コミュニティ施設Wi-Fi環境整備事業費、飼料価格の高騰に対する支援として高騰分の一部を補助する畜産経営緊急支援事業費等の市独自の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費及びマイナポイント付与期間終了後も引き続きマイナンバーカードの取得を進めるためのマイナンバーカード申請促進事業費等に3億2,011万2,000円を計上いたしました。

民生費では、食材費高騰対策としての保育所等給食費支援事業費等に1,565万8,000円を計上いたしました。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症予防接種事業費、災害発生土仮置場の整備等を行う災害等廃棄物処理事業費等に1億300万円を計上いたしました。

農林水産業費では、経営開始時の資金に加え、機械、施設の初期投資経費を支援する新規就農総合支援補助事業費に3,112万5,000円を計上いたしました。

土木費では、ホテルの里親水公園整備事業費及び甘木駅周辺整備基本構想策定事業費に1,892万円を計上いたしました。

公債費では、繰上償還に要する経費に14億2,100万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う主な財源として国庫支出金3億774万8,000円、県支出金4,200万7,000円、繰入金6億496万7,000円、繰越金9億6,143万6,000円等を計上いたしました。

第57号議案令和4年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、直営診療施設勘定において、朝倉診療所の施設整備に伴う基本計画策定事業費及び令和3年度決算に伴い財政調整基金へ積み立てる経費について補正するもので、歳入歳出それぞれ2,175万1,000円を追加し、予算総額を3億116万8,000円といたしました。

第58号議案令和4年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国・県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金、令和3年度決算に伴い介護給付費準備基金へ積み立てる経費について補正するもので、歳入歳出それぞれ2億212万1,000円を追加し、予算総額を63億8,700万2,000円といたしました。

第59号議案令和4年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的収入及び支出において、県の道路改良工事に伴う配水管布設替のため資本的収入を1,400万円増額し、収入合計を2億3,688万1,000円とし、資本的支出を1,400万円増額し、支出合計を3億8,157万4,000円といたしました。

次に、第60号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいのでこの条例を制定しようとするものであります。

第61号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、三奈木コミュニティセンターの位置を変更したいのでこの条例を制定しようとするものであります。

第62号議案朝倉市川の駅原鶴条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市川の駅原鶴の運営を見直すに当たり、パークゴルフ場の規模を縮小することに伴い、使用料を改定したいのでこの条例を制定しようとするものであります。

第63号議案朝倉市マウンテンバイクパーク条例の制定につきましては、交流人口の拡大

及び市民の健康増進を図るとともに水源地保全への理解を深めるため、小石原川ダムの地域資源を活用したマウンテンバイクパークを設置したいのでこの条例を制定しようとするものであります。

次に、第64号議案財産の取得につきましては、消防ポンプ自動車を取得するため指名競争入札により購入の相手方を定めましたが、その者から購入するに当たり朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第65号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第66号議案から第68号議案までの字の区域の変更につきましては、疣目川流域地区、桂川流域下須川・下比地区及び奈良ヶ谷川流域地区における市営土地改良事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承を頂きますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(半田雄三君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、以上で提案理由の説明を終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は9月6日の本会議において行います。

それでは、4請願第2号をお開きください。

次に、4請願第2号について紹介議員の説明を求めます。13番大庭きみ子議員。

(13番大庭きみ子君登壇)

○13番(大庭きみ子君) 皆様、おはようございます。

4請願第2号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」にかかわる意見書の提出を求める請願書について、趣旨説明を行います。

毎年の国会への意見書提出により、2021年の法改正により小学校の学級編成基準は段階的に35人に引き下げられました。今後は小学校に留まることなく、中学校での早期実施も必要です。加えてきめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。萩生田前文科大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。学

校現場では、貧困・いじめ・不登校など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新たな業務も発生しています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、少人数学級推進などの教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを請願するものです。

皆様方の御賛同を賜り、本議会から国会へ意見書を提出していただきますようによろしくお願いいたします。

以上、趣旨説明を終わります。

(13番大庭きみ子君降壇)

○議長(半田雄三君) 次に、4請願第3号をお開きください。

それでは、4請願第3号について紹介議員の説明を求めます。1番仲山寛議員。

(1番仲山寛君登壇)

○1番(仲山 寛君) 皆様、おはようございます。1番議員の仲山寛でございます。

4請願第3号主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書に関する請願書の請願理由について御説明をいたしたいと思っております。

請願理由。2018年4月1日、主要農作物種子法が国会審議を経て廃止されました。直ちに福岡県は「福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱」を2018年の4月1日付で定められ、同年4月20日には、「主要農作物種子法廃止後も、福岡県ではこれまでどおり種子の生産・供給を行います」と広報をされました。その内容や姿勢には県民・市民として強く賛同し、安心いたします。

しかし、要綱というものの性質上、行政機関内部における内規と理解されるものでありますので、要綱の内容を将来にわたって維持していくためには、要綱のままだと不安が残ります。条例として定めていただくことが肝要ではないかと思慮いたしますし、安心できます。

また、福岡県が定めている農政関係の例規には、条例として「福岡県農林水産業・農村漁村振興条例」がありますが、その中に稲、麦類及び大豆の種子についての文言はありませんし、他の例規にもありません。やはり、現在の基本要綱を条例に格上げしていただく

ことで、将来にわたってより確かなものになるのではないかと期待をしております。

福岡県議会に対して種子法にかわる福岡県独自の条例を制定されるよう意見書を提出しているのは、令和4年8月現在、60市町村中30に上ります。

朝倉市の基幹産業は農業です。本県・本市農業を後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭するために、朝倉市議会でも条例制定の必要性を御審議いただき、福岡県議会に意見書を提出していただきますよう、強く請願をいたします。

どうか皆様方の御賛同をよろしく願いして、説明理由を終わります。以上です。

(1番仲山寛君降壇)

○議長(半田雄三君) 以上で、紹介議員の説明は終わりました。

お諮りいたします。第46号議案については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

それでは、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選定については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを決算審査特別委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は5日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時25分散会